

## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

[2] 次の記述は、固定局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ  **A** なければならない。(注)  
注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする内容の無線局の目的の変更は、行うことができない。
- ② ①の変更の工事は、 **B** のものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- ③ 総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をしたときは、 **C** ならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来す	遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければ
2 総務大臣の許可を受け	無線設備の性能を低下させる	変更した内容を無線局事項書の備考欄に記載しておかなければ
3 総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来す	変更した内容を無線局事項書の備考欄に記載しておかなければ
4 総務大臣に届け出	無線設備の性能を低下させる	遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければ

[3] 次の記述のうち、「無給電中継装置」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
- 2 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

[4] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が  A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と  B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が  C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

	A	B	C
1	他の無線設備	利得及び能率	4ミリワット
2	他の無線設備	電氣的常数	4ナノワット
3	重要無線通信に使用する無線設備	電氣的常数	4ミリワット
4	重要無線通信に使用する無線設備	利得及び能率	4ナノワット

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧  A を超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から  B 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1)  B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	500ボルト	2.5メートル	取扱者
2	500ボルト	3メートル	無線従事者
3	750ボルト	2.5メートル	無線従事者
4	750ボルト	3メートル	取扱者

[6] 次に掲げる者のうち、電波法（第42条）の規定に照らし、無線従事者の免許が与えられないことがあるものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法又は電波法に基づく命令に違反して電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から3年を経過しない者
- 2 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 不正な手段により免許を受けて電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

[7] 次の記述は、無線局の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合には、 **A** は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 **B** については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 **B** については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③ ①又は  **C** の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	②の(2)
2 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	②の(1)
3 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	②の(1)
4 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	②の(2)

[8] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務の通信を行う無線局を除く。）がその免許状に記載された目的の範囲を超えて運用することができないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者のために行う通信
- 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 4 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 **A** 必要があるときは、無線局の  **B** に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の  **C** の指定を変更し、又は  **D** の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- ② ①の規定により  **D** の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C	D
1 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数	人工衛星局
2 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力	無線局
3 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数	無線局
4 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局

[10] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて  **A** の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 **B** を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き  **C** 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	6箇月
2	無線局の運用	電波の型式若しくは周波数	1年
3	電波の発射	電波の型式若しくは周波数	6箇月
4	電波の発射	周波数若しくは空中線電力	1年

[11] 次の記述は、暗号通信の内容の復元に関する罰則について述べたものである。電波法（第109条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を  **A** であって当該暗号通信を受信したものが、 **B**、その内容を復元したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ②  **C** が、①の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ③ ①及び②において、「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を  **A** であって、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。
- ④ ①及び②の未遂罪は、罰する。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	知り得る立場の者	自己又は他人に利益を与える目的で	無線通信の業務に従事する者
2	知り得る立場の者	当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で	無線従事者
3	媒介する者	当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で	無線通信の業務に従事する者
4	媒介する者	自己又は他人に利益を与える目的で	無線従事者

[12] 免許人は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときはどうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を無線局検査結果通知書に記載する。
- 2 速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告する。
- 3 速やかに措置した旨を検査職員に報告し、検査を受ける。
- 4 その措置の内容を免許状の余白に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告する。